

浦安市

スタートアップ支援事業 募集要領

【募集受付】

令和8年7月6日(月)～令和8年8月3日(月)

応募書類は、市ホームページからダウンロードしてください



お問い合わせ
受付窓口

浦安市 市民経済部 商工観光課 (浦安市役所3階)
千葉県浦安市猫実1-1-1 電話:047-712-6295
メール:shoukoukankou@city.urayasu.lg.jp

1. 事業の目的・概要

浦安市スタートアップ支援事業は、市内で創業を予定している方や創業から間もない中小企業者が、認定期間内に着実に開業又は円滑な事業定着を図れるよう、市場ニーズや将来性等が高い事業を市が「浦安市スタートアップ事業」として認定し、支援を行う制度です。

「創業」と「事業定着」の2部門において募集し、浦安市スタートアップ支援事業審査委員会で選考の上、認定し、補助金の交付や専門家による伴走型支援を行います。

2. 募集区分及び対象者

「創業」と「事業定着」の2部門について募集し、「浦安市スタートアップ事業」として原則**1事業**ずつ認定します。

※基準日：令和8年10月1日

部門	創業	事業定着
対象	基準日から令和9年3月31日までに、創業を予定している方が行う事業	基準日時点で、創業後2年未満である中小企業者が行う事業
認定予定数	1事業	1事業
要件	(1) 産業競争力強化法第2条23項に規定する <u>中小企業者(*1)</u> であること、又は中小企業者として創業する予定があること (2) 市内に主たる事業所があること、又は設置する予定があること (3) 市内で実質的に事業を行っている、又は行う予定があり、認定期間終了後も市内で事業を継続して行うこと (4) 認定期間内に事業化される、又は継続している事業であること (5) 申請以外の会社経営や個人事業等を行っていないこと (6) 市税を滞納していないこと (7) 許認可を要する業種である場合は、許認可を受けて事業を開始すること	

*1. 中小企業者の定義（産業競争力強化法第2条第23項）

資本金又は従業員数のいずれか一方が、以下に該当する法人または個人

主たる業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運輸業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下

*2. 法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業届の開業日をもって、創業とみなします。

*3. 以下の項目に該当する場合は対象外となります。

- (1) 暴力団や暴力団員である、又は暴力団員等と密接な関係があると認められる場合
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある場合
- (3) 大企業が実質的に経営に参画し、事業を営む場合
- (4) チェーン店又はフランチャイズ店として事業を営む場合
- (5) 3親等以内の親族が代表を務める法人、又は親族である個人事業主からの事業承継や譲渡である場合
- (6) その他市長が不相当と認める事業を営む場合

3. 認定期間(令和8年度)

令和8年10月1日(木)～令和9年3月31日(水)

4. 支援内容

浦安市スタートアップ事業に認定された事業(各部門1事業ずつ)に対し、認定期間に下記の支援を行います。

(1) 補助金の交付

補助対象となる経費は、認定事業を実施するために明確に必要となる以下の経費です。また、認定期間内に支出し、領収書等によって支払い金額が確認できる経費とします。

① 補助対象となる経費

経費区分	内容・具体例
賃借料	継続的に使用する市内の事務所・店舗の賃料(敷金、礼金、保証金、共益費等は除く)、事業実施に直接必要な機器・設備等のリース料として支払われる経費
広告料	パンフレットやポスター、チラシ等の制作費、広告媒体等を活用するために支払われる経費
ウェブサイト構築・運用に係る費用	ウェブサイトの構築、更新、改修、運用をするために要する経費
備品購入費	事業実施に直接必要な備品(単価が1万円以上のもの)を購入するために要する経費
機械装置購入費	事業実施に直接必要な機械装置を購入するために要する経費
委託料	事業の実施に直接必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費 (再委託等、事業の全面的な内容の委託や必要不可欠と認められないものは不可)

②補助金額の算出

補助対象経費に補助率（80％）を乗じた額を、限度額の範囲内で補助します。

$$\text{補助金額} = \text{補助対象経費} \times 80\% \text{ (限度額 100 万円)}$$

- * 寄付金や国・県等の補助金による収入がある場合は、補助対象経費から除きます。
- * 1,000 円未満の端数は、切り捨てます。
- * 補助金申請に係る書類は、認定決定後に提出していただきます。

(2) 専門家による伴走型支援

認定期間に着実に開業し、円滑な事業定着を図ることができるよう、中小企業診断士等の専門家や商工会議所の経営相談員による事業開始の準備に寄り添った伴走型支援を行います（月 1 回程度）。

5. 応募スケジュール(令和8年度)

- (1) 募集受付期間 : 令和 8 年 7 月 6 日(月) 9時から
令和 8 年 8 月 3 日(月)16時まで
・提出前に浦安商工会議所で、事業計画に関する相談・助言を受けてください。
- (2) 一次審査 : 令和 8 年 8 月中旬頃
 - ・提出書類において応募要件を満たしているかを確認します。
 - ・二次審査の時間については、一次審査合格者に個別で通知します。
 - ・募集締め切り後、応募件数が部門ごとに 3 者を超える場合は一次選定として審査を行います。
- (3) 二次審査 : 令和 8 年 8 月 26 日(水) 予定
 - ・浦安市スタートアップ支援事業審査委員会にて、応募者のプレゼンテーション（応募内容説明や質疑応答）を行います。
- (4) 認定者の決定 : 令和 8 年 9 月中旬頃
 - ・浦安市スタートアップ事業認定結果通知書により、応募者に通知します。

6. 応募書類・方法

(1) 応募書類

応募書類について、下記のとおり原本とコピーを番号順に並べて提出してください（様式や別紙は、浦安市ホームページ「令和8年度スタートアップ事業の募集」からダウンロード）。

提出書類		原本	コピー
共通	① 浦安市スタートアップ事業応募申込書（第1号様式）	1部	11部
	② 事業計画書（別紙1） ・各項目に沿って具体的に記載してください。 ・浦安商工会議所に必ず相談、助言を受けてください。	1部	11部
	③ 参考資料（任意） ・事業計画書を補足する資料があれば、必要な箇所を抜粋してください。 ※A4サイズ 8ページ以内 様式任意	1部	11部
	④ 市税の完納証明書（法人又は代表者のもので、申込日前3か月以内に発行されたもの）	1部	-
	⑤ 誓約書（別紙2）	1部	-
創業部門	⑥ 住民票（代表者のもので、申込日前3か月以内に発行されたもの）	1部	-
事業定着部門	⑦ 履歴事項全部証明書（申込日前3か月以内に発行・登記官の印があるもの）、又は開業届の写し（事業所の所在地や税務署が受付したことがわかるもの）	1部	-
	⑧ 決算報告書、又は直近の確定申告書の写し（既に決算を終えている場合）	1部	11部
	⑨ 許認可証の写し（許認可業種の場合）	1部	-

(2) 提出方法

浦安市役所3階「商工観光課」へ直接提出 * 郵送不可
住所：千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 TEL：047-712-6295

(3) 提出期間

令和8年7月6日（月）～令和8年8月3日（月）
土・日・祝祭日を除く、9時から16時まで

* 応募にかかる注意事項

- ・書類作成等の応募にかかる一切の費用については、応募者の負担とします。
- ・応募書類の内容について、市から問い合わせを行うことがあります。応募申込書に記入する電話番号及びメールアドレスは、連絡の取りやすいものにしてください。

- ・提案にない業種・業態の事業を追加する等、認定決定後に応募した事業内容を大きく追加・変更することは基本的に認めません（提案内容の細部の調整や変更については、事前に市の了解を得た上で実施可能とします）。
- ・応募書類は、返却いたしません。認定されなかった事業の応募書類は、本市において破棄いたします。
- ・認定された事業の応募書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例の規定により不開示情報以外の部分を開示します。

7. 応募書類の作成支援

事業計画の作成にあたっては、必ず浦安商工会議所で相談・アドバイスを受け、修正したものを提出してください。また、事業計画書にどのようなアドバイスを受け、修正したのかを記載してください。

浦安商工会議所の相談は、下記電話番号より事前に予約をお願いします。

■浦安商工会議所

住所：千葉県浦安市猫実 1-19-36 T E L：047-351-3000

8. 浦安市スタートアップ支援事業審査委員会(第二次審査)

浦安市スタートアップ支援事業審査委員会は、応募があった事業から認定する事業を中立的な立場から検討・審査するため、学識経験者や関係団体が推薦する委員等の8名で構成する組織です。

応募者には、審査委員会でプレゼンテーションを実施していただきます。

(1) 実施日時等

令和8年8月26日（水曜日）に実施予定

*時間及び場所については、応募者に個別に通知します。

(2) 審査内容

主に、下記の点について審査します。

- ①経営姿勢 : 創業目的や経営理念の明確化、熱意・意欲等
- ②事業の実現可能性 : 計画内容の具体性・実現性、収益性、課題への対応方法、経験又は知識の有無等
- ③将来性 : 商品・サービスや提供方法への独自性・新規性・競争優位性、事業拡大のビジョン等

(3) 出席者

代表者（応募者）を含め3名以内とします。代表者は必ず出席してください。

(4) プレゼンテーション内容

- ・事業計画書を中心に、内容を説明してください。説明は、提出した事業計画書等の記載内容を逸脱しない範囲とし、要点を簡潔にまとめたものとしてください。
- ・応募者からの説明 15 分以内、その後委員との質疑応答 15 分程度の合計 30 分程度を予定とします。
- ・プレゼンテーションを行う際のパソコンは応募者が用意してください。

9. その他

- ・認定された事業を行う事業者に対して、市が行う商工業振興事業にご協力をお願いする場合があります。また、商工会議所や商店会連合会への加入に努めてください。
- ・認定事業終了後に実績報告書や補助対象経費を支払ったことが分かる書類を提出していただきます。
- ・以下の項目に該当する場合は、認定が取消となります。
 - ① 認定期間中に実質的に事業を行っている事業所を市外に移転した場合
 - ② 認定期間中に創業できない場合や事業を継続できない場合
 - ③ 不正又は不当な手段により認定を受けた場合
- ・認定取消となった場合は、補助金の全部または一部を返還していただく場合があります。

■参考：令和8年度スタートアップ支援事業の流れ

応募書類の作成	-	事業計画等を作成してください。 (要：浦安商工会議所での相談)	
応募	7月6日～ 8月3日	創業・事業定着部門ごとに、事業を募集します。 <u>受付締切：令和8年8月3日(月)16時</u>	
第一次審査 (書類審査)	8月中旬頃	応募書類に基づき応募要件の確認を行います。募集締め切り後、応募件数が部門ごとに3者を超える場合は一次選定として審査を行います。	
第二次審査 (審査委員会)	8月26日 (予定)	「浦安市スタートアップ支援事業審査委員会」で、第一次審査を通過した応募者にプレゼンテーション等を行っていただきます。	
スタートアップ事業の 認定	9月中旬頃	審査委員会の審査後、部門ごとに優れていると認められる事業(各部門1事業)を認定し、応募者に認定結果通知書を送付します。	
認定者	事前説明	9月下旬頃	認定期間に受けられる市の支援内容や補助金交付申請等の手続き方法について、説明します。
	補助金の交付	-	認定された事業に補助金を交付します(概算払も可)。浦安市スタートアップ支援事業補助金交付申請書を提出してください。
	伴走型支援	10月～ 翌年3月頃	中小企業診断士等の専門家や経営相談員による相談又は経営指導を、月に1回程度行います。
	実績報告	翌年3月頃	領収書等の必要書類を添付し、実績報告書を提出していただきます。
	市の事業・行事等への協力	翌年度以降	認定された事業が継続している間、市からの依頼に基づき、市の商工振興事業等へ協力をお願いする場合があります。